

# 放射能測定結果報告書

受付番号 NO. HB1245-91510  
報告日 平成24年5月14日  
測定日 平成24年5月10日

高源精麦株式会社 御中

計量証明事業濃度 埼玉県第532号  
株式会社 本庄分析センター  
代表取締役 和田 英雄  
〒367-0048 埼玉県本庄市南1丁目2番20号  
TEL:0495-21-7838 FAX:0495-21-8630

ご依頼いただきました検体の放射能測定結果は下記の通りです。

検体名称	検体採取日	測定項目	測定結果	単位	
白金豚プラチナポーク	平成 24 年 5 月 9 日	放射性ヨウ素	I-131	不検出	Bq/Kg
		放射性セシウム	Cs-134	不検出	Bq/Kg
			Cs-137	不検出	Bq/Kg
			合計	不検出	Bq/Kg
以下余白					

測定機器	NaI(Tl)シンチレーション検出器を用いたガンマ線スペクトロメータ(EMFジャパン(株)製 EMF211型) 測定下限値:5Bq/Kg
測定方法	食品中の放射性セシウム検査法(厚生労働省 平成24年3月15日 食安発0315第4号)に準拠 食品中の放射性セシウムスクリーニング法(厚生労働省 平成24年3月1日)に準拠

## 放射性セシウムの新基準値

対象	基準値(Bq/Kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品※1	100

※1 米及び牛肉は平成24年9月30日まで、大豆は平成24年12月31日まで暫定規制値の500Bq/Kgを適用とする。

## 放射性セシウムの暫定許容値

対象	暫定許容値(Bq/Kg)
肥料・土壌改良資材・培土	400
牛用飼料、馬用飼料	100
豚用飼料	80
家きん用飼料	160
養殖魚用飼料	40
きのこ原木及びほだ木	50
菌床用培地及び菌床	200
薪	40
木炭	280

<引用>

・食品中の放射性物質の新たな基準値について  
(平成24年2月22日 厚生労働省医食薬品局食品安全部基準審査課より)  
・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について  
(平成24年3月15日 食安発0315第1号)

・肥料・土壌改良資材・培土及び飼料に関する基準値

(平成23年8月1日 23清安第244号より)

・農産物の放射性セシウムの暫定許容値の決定について

(平成23年11月2日 23林政経第231号より)

・放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて

(平成24年2月3日 23清安第533号より)

・飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて

(平成24年2月23日 23清安第6608号より)

・きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の決定について(の一部改正について

(平成24年3月28日 23生産第6231号・23林政経第388号より)

## 【備考】

この測定値は弊社に持ち込まれた検体に対する結果です。  
測定結果は本検体以外のいかなる製品に対して証明するものではありません。  
本測定結果報告書を弊社の許可なく無断で転載、使用することを禁止します。  
測定下限値未満のものは不検出としております。

## 測定責任者

環境計量士  
和田 英雄

